いじめ防止基本方針　　令和３年度

１　いじめ問題への基本姿勢

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。しかし、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。この基本的な考え方をもとに教職員が小さな兆候を見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で安心・安全に生活できる場でなければならない。児童一人一人が大切にされているという実感を持ち、互いに認め合える人間関係を築いていくことで、自己肯定感や自己有用感を育んでいく。集団の一員としての自覚を持つことで、仲間とともに成長しようとする集団作り・学校作りを行っていく。

２　いじめ防止対策組織

「いじめ問題対策チーム」を設置し、いじめの小さな兆候や懸念、児童・保護者からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ問題対策チーム」は校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーターなどで構成し、必要に応じてPTA会長・いじめ対応アドバイザー・スクールカウンセラー等と連携する。

（１）いじめ防止対策組織の役割

ア　「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケート等で学校におけるいじめ防止・未然対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・「いじめ防止基本方針」「いじめ初期対応の基本的な流れ」等の周知をし、教職員の共通理解を図る。

ウ　児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・学校便りや生徒指導便り、学校ホームページなどを通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。いじめ件数がゼロであっても、学校便りで発信する。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、正確で迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。

・事案への対応については、問題を教職員が一人で抱え込まないように組織的な対応をとる。適切な構成員を検討して迅速に対応する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断しても、その後も対象児童を観察し、継続的に指導・支援を行う。

3　いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）いじめ未然防止の取組

ア　「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立ち、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に努める。

イ　児童のコミュニケーション能力を育成し、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業作りや集団作りを行う。

ウ　集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学級・学校風土をつくる。

エ　道徳や総合的な学習の時間も含めた学校教育全体で、命の大切さや生きることのすばらしさを伝え、心の醸成を図る。

オ　情報モラル教育を推進し、児童がネットや情報機器の正しい利用とマナーについて理解を深めるようにする。ネットいじめやネット犯罪の加害者・被害者にならないよう、ICT サポーターと連携して指導する。

（2）いじめの早期発見の取組

ア　「SOS シート」（児童・毎月）「なかよしアンケート」（保護者・学期毎）と個人面談「ハートフルウィーク」を行い、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

イ　教職員と児童との人間関係づくり、保護者との信頼関係づくりに努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。

ウ　些細な兆候であってもいじめではないかと疑いを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。

（3）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら、速やかに生徒指導委員会や「いじめ問題対策チーム」を中心に組織的に対応する。

イ　被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ　加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ　謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聞き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。

オ　教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

カ　学校評議員や PTA 等を利用し、いじめの問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。

キ　ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて関係機関・専門機関等と連携して行う。